

電気事業者等が行う中継施設の設置又は管理に伴う 農用地区域内の開発行為について

電気事業者、認定電気通信事業者、ガス事業者が農地(田、畑、樹園地)や採草放牧地(以下「農地等」という。)に中継施設等(下表に記載の対象施設)を設置する場合には、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内の開発行為の許可及び農地法に規定する農地転用の許可を要しませんが、農業上の土地利用との調整を行う必要がありますので、事前に農林課および農業委員会にご相談ください。

なお、これは、事業者が農地法施行規則に定められた施設に限って許可不要として認められているものであって、管理のための通路、駐車場、資材置場、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等については対象外となっています。これらを合わせて設置する場合は、別途、農振除外や農地転用の許可又は届出(「農地を転用(農地以外にすること)」)が必要となります。

■事業者ごとの対象施設及び設備について

事業者	対象施設
電気事業者	送電用施設(電線の支持物及び開閉所に限る) 配電用施設(電線の支持物及び開閉所に限る) 送電用の電線を架設するための装置 送電用の電線を架設するための施設 配電用の電線を架設するための装置 配電用の電線を架設するための施設 装置を設置するために必要な通路 装置を設置するために必要な索道
認定電気通信事業者	有線電気通信のための線路(その支持物を含む) 有線電気通信のための空中線系(その支持物を含む) 中継施設を設置するために必要な道路 中継施設を設置するために必要な索道 これらの施設を設置するために必要な道路 これらの施設を設置するために必要な索道
ガス事業者	ガス導管の変位の状況を測定する設備 ガス導管の防食措置の状況を検査する設備

■提出書類

①事業計画書 ※任意様式可

②添付書類 ※事業計画書に記載された内容の挙証書類

◎位置図(開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面)

◎候補地写真(可能であれば建設部分を赤線で囲むなどの加工があると助かります)

- ◎登記簿謄本(コピー可)
- ◎公図(コピー可)
- ◎平面図・立面図等 (建築物その他工作物等の設計図)
- ◎事業者であることを証する以下のいずれかの書面(コピー可)
 - ①電気通信事業法に基づく全部認定証
 - ②定款
 - ③法人登記事項証明書
- 当該工事の委託を請けた場合は請書等の写し、若しくは委任状(該当者のみ)

※農林課提出分と、農業委員会提出分の2部ご準備ください。

【書類の提出先&問い合わせ先】

湯沢市役所

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

①産業振興部農林課 農政班

TEL:0183-73-2133 FAX:0183-79-5057

E-mail:nosei-gr@city.yuzawa.lg.jp

②農業委員会事務局 農地農務班

TEL:0183-73-2138 FAX:①と同じ

E-mail:nogyoi@city.yuzawa.lg.jp